

大東監告示第5号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和6年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和7年10月8日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 木 田 伸 幸

【担当 監査委員事務局】

令和6年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

保健医療部

【高齢介護室】

監査委員 指摘事項
(1) 適正な事業者の選定手続について 民間事業者と連携して公共サービスの充実に取り組む「公民連携」の手法を取り入れた施策を積極的に進めており、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターの事業委託もその一環と思われる。事業開始当初は複数の事業者から応募があり、市の仕様を満たすに当たって最も相応しいと判断した事業者を選定したが、それ以降は「競争入札には適さない」という理由で、当初に選定した事業者と漫然と随意契約を重ねている。 又、生活サポートセンター事業は、補助金事業であり、同事業の要綱で定められた条件に合致する事業者が申請すれば補助金の交付対象となるにも関わらず、事業者募集の公募手続が行われず、毎年、当初選定された事業者のみに補助金を交付するに至っている。 本来は競争性を担保するため、一定の期間（通常1年）ごとに事業者選定を行うべきものであり、随意契約とする場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれに該当するかを適正に判断されたい。
高齢介護室 措置状況
地域包括支援センター運営業務につきましては、介護予防支援の指定期間が6年との規定があり、平成30年度に公募型プロポーザル方式にて事業所を選定し、平成31年から令和3年度まで契約を締結しました。令和4年度から令和6年度の3年間は随意契約にて3年間の契約を行った経過がございます。令和7年度からの業務を委託する事業者の選定を令和6年度に行い、選定基準の見直しを行った上で実施いたしました。契約期間は2年間ですので、令和8年度中に再度、事業者選定を行う予定でございます。 生活支援コーディネーター業務につきましては、平成29年度以降、随意契約にて実施してまいりましたが、議会や監査からのご指摘をいただき、令和7年度に公募型プロポーザル方式にて事業者選定を行いました。1回目1者のみであったため、公募基準を緩和し、再公募しましたが、1者のみの参加でございましたので令和7年7月1日～令和9年3月31日までの21ヵ月の契約を現事業者と締結しております。 生活サポート事業につきましては、ご指摘いただきましたことを踏まえ、令和7年3月議会の議決後に、幅広く、事業者の公募を行いました。参加は1者のみでございました。

【高齢介護室】

監査委員 指摘事項
(2) 委託事業の実績把握等について 地域包括支援センター運営事業と地域支援事業については、株式会社コーミンに委託している。委託事業は、受託事業者が市の仕様書どおりに事業を行い、その実施内容を市に文書で報告し、その内容が適切であればその対価として委託料を支払うというものである。 しかるに、これらの事業では再委託した部分を含めて、契約書で提出が定められた事業実施報告書が提出されておらず、又は提出されていても不完全なものとなっている。当方としては、これらが提出されていなければ、委託料が適正であるかどうか判断できないため、過去に遡って、事業の詳細を把握し、委託料が正当な額であったかを確認されたい。 仮に正当な額でないことが判明した場合は、契約書条項に基づき、返還請求する等市として適切な措置を講じられたい。
高齢介護室 措置状況
「事業実施報告書」につきましては、毎年、翌年度の「第1回地域包括支援センター運営協議会」において、提出していただいております。 今回、ご指摘いただいている契約書で提出を求めているが、提出されていないものについては、「収支決算書」および「毎月の業務報告書」でございます。これらにつきましては、不完全なものであると認識いたしましたので、現在は、正当な書類を提出していただき、適正に実施しております。 以前の委託料につきましても、「収支決算書」の提出を求め、精査した結果、正当な額であると判断いたしました。

【地域保健課】

監査委員 指摘事項
(3) 委託事業における利用者自己負担分の収納について 肺炎球菌や麻疹風疹の予防接種、国民健康保険人間ドック・脳ドックにおける利用者自己負担分は、利用者がそれぞれ実施する医療機関に支払うことになっているが、これらの事業は市の事業であることから、自己負担分は公金の性格を有するものである。 本来、公金の「私人への収納委託事務」の手続を執り、受領した者が市に納入すべきである。現在の実施方法が、市と事業受託者の事務負担を軽減し、当該方法を継続するのであれば、適法な処理となるような根拠を構築されたい。

地域保健課 措置状況
大東市予防接種事業実施要綱に基づく高齢者肺炎球菌、高齢者带状疱疹、高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症については、予防接種法の逐条解説によれば、「定期の予防接種については、予防接種法第28条の規定により、予防接種の実施者である市町村長は、予防接種を受けた者又はその保護者から予防接種の実費を徴収することができる。また、当該予防接種の実施に関する委託契約を締結している医療機関に対し、実費の徴収も併せて委託することができる。その場合、当該委託を受けて医療機関が徴収した実費は、市町村からの委託料に充当することができ、当該実費は市町村の歳入には該当しない。」旨が示されており、医療機関が被接種者から徴収した自己負担額は実費であり、市の歳入に該当しないと考えます。 また、大東市麻しん風しん混合ワクチンの接種費用の助成に関する要綱に基づき、接種費用の一部を助成していることにつきましても、上記を準用しており、医療機関が被接種者から徴収した自己負担額については実費であり、市の歳入に該当しないと考えます。 大東市国民健康保険人間ドック助成事業実施要綱に基づく人間ドックおよび大東市国民健康保険脳ドック助成事業実施要綱に基づく脳ドックについては、ご指摘のとおり、利用者自己負担額を市の歳入として納入するべきであると考えます。助成方法を変更し、利用者がそれぞれの費用全額を医療機関でお支払いいただき、市から利用者へ助成費用を給付する方法に変更するよう検討しております。現場の混乱を避けるため、年度途中からの変更ではなく、令和8年度からの実施に向けて、要綱改正や、委託先との調整、市民への周知を行ってまいります。

【高齢介護室】

監査委員 指摘事項
(4) 介護関係サービスの地域単価について その他の生活支援サービスにおけるコードレス掃除機貸与事業では、東大阪市の事業所と事業所所在地の地域区分単価を用いて契約している。介護保険制度では原則、地域区分単価は事業所所在地によるとされているが、その他の生活支援サービスでは実施市町村所在地の地域区分単価によるとされており、適切な地域区分単価に改められたい。
高齢介護室 措置状況
令和7年度より適切な単価に修正を行い、契約を締結しております。

【高齢介護室】

監査委員 指摘事項
(5) 住宅改修費の支払について 住宅改修費及び福祉用具改修費の支払においては、令和5年度の申請分を翌年度に支払っているケースがあった。確かに会計規則では『補助金の請求時が支出負担行為の整理時期である』と規定されているが、地方自治法施行令第143条第1項第4号によると、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度」が歳出の所属する会計年度である。同施行令に反しないような事務処理とされたい。
高齢介護室 措置状況
ご指摘を受けまして、当該年度中に完了した住宅改修及び福祉用具購入の申請に係る支払いにつきましては、当該年度の支払となるよう事務処理を行っております。今後とも適正な財務執行となるよう努めてまいります。